

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2019年12月25日
- 【発行者の名称】 筑波精工株式会社
(TSUKUBASEIKO. CO., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 傳 寶業
- 【本店の所在の場所】 栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10
- 【電話番号】 0285-55-0081
- 【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 松坂 一生
- 【担当J-Adviserの名称】 株式会社アイ・アール ジャパン
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング 26階
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html
- 【電話番号】 03-3519-6750
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 筑波精工株式会社
<https://www.tsukubaseiko.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<http://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいて

は、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回 次	第34期（中間）	第35期（中間）	第33期	第34期
会計期間	自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
売上高 (千円)	271,365	91,118	217,650	340,642
経常利益又は経常損失(△) (千円)	58,003	△96,468	△10,965	△56,315
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	49,261	△103,187	1,213	△62,365
資本金 (千円)	472,925	907,300	472,925	907,300
発行済普通株式総数 (株)	3,111,000	3,806,000	2,961,000	3,806,000
発行済A種優先株式総数 (株)	-	-	150,000	-
純資産額 (千円)	163,189	817,124	113,927	920,312
総資産額 (千円)	267,981	978,529	338,518	995,038
1株当たり純資産額 (円)	53.84	219.30	18.72	247.00
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	16.62	△27.69	0.11	△19.27
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	60.90	83.51	33.65	92.49
自己資本利益率 (%)	30.19	-	1.07	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△37,703	△47,142	122,105	△128,914
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,588	△128,873	△2,572	△6,359
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,837	-	△3,841	803,433
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	154,527	687,800	195,656	863,816
従業員数 (人)	16	18	14	18
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]	[-]

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は第34期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第33期の中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

3. 売上高には消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第33期及び第34期中間会計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第34期及び第35期中間会計期間は潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

6. 第34期及び第35期中間会計期間の自己資本利益率については、中間(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

7. 株価収益率については、第33期及び第34期中間会計期間は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第34期及び第35期中間会計期間は中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を [] 外数で記載しております。
10. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第33期の財務諸表についてあかり監査法人の監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第34期の財務諸表についてはあかり監査法人の監査、第34期中間会計期間及び第35期中間会計期間の中間財務諸表についてはあかり監査法人の中間監査を受けております。
11. 2018年6月20日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済普通株式総数、発行済A種優先株式総数、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
18 [-]	45.2	5.4	4,275

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を[]外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 当社は、静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善とともに、個人消費には持ち直しの動きがみられる一方、消費税増税の影響による景気の腰折れ懸念や、米中通商問題の影響拡大、先の見えない英国のEU離脱交渉など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のもとで、当社は中国大手ファンドリから多数寄せられるサポーターに関する引き合いに全力で対応するとともに、製品在庫の増強などによる営業対応力強化と、設備投資の推進による生産能力の強化を継続し、売上高、利益の拡大のための準備に努めてまいりました。

しかしながら、海外大手ファンドリ各社が12インチ大型ウエハによるプロセスに移行したことから、元々8インチライン向けに進めてきたサポーターの商談を、一斉に12インチライン向けとして軌道修正を行うこととなり、商談中の案件の多くが先送りされることになりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は91百万円（前年同期比66.4%減）、営業損失は96百万円（前年同期は65百万円の営業利益）、経常損失は96百万円（前年同期は58百万円の経常利益）、中間純損失は103百万円（前年同期は49百万円の間純利益）となりました。

なお、海外の大手半導体ファンドリが共通の経営課題（①12インチウエハの早期導入、②ウエハ厚70 μ m、③徹底した低コスト化の実現）を持ち始めたことが、8インチウエハによるライン計画の見直しとして当社の今期売上の落込みを招くこととなりました。一方で、現在は2種類の特殊な加工方法を組み合わせることで100 μ m厚のウエハ加工を実現しておりますが、その場合のコストは当社製品を単独で使用する場合の数倍となっております。また、同じ工法でウエハ厚を100 μ m以下とした場合は、「マイクロクラック（微細な亀裂）」等が発生してしまう為、ウエハの薄型化の進捗に従って当社の「サポーター」は最有力手段になって行くと考えております。

加えて、パワー半導体の業界では、IGBT（電気自動車向けパワー半導体）の12インチ案件はウエハ厚100 μ m～70 μ mが標準として意識され、それ以上の厚さのウエハが大手半導体ファンドリの検討対象から除外されつつある為、従来の接着剤を用いて板を貼りつける製造方法は陳腐化する可能性が高まり、将来において「サポーター」を用いた加工法が接着剤を用いた方法に取って変わる可能性を秘めております。以上の状況から、従来の方法では薄型化・大型化が急速に進展する半導体ウエハへの対応が困難になりつつある一方で、当社の「サポーター」は顧客の薄型化・大型化のニーズに応えることが可能であるため、当社の成長する環境がより鮮明になりつつあるものでございます。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ176百万円減少し、687百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は47百万円となりました。営業活動による資金の減少の主な要因は、税引前中間純損失96百万円、たな卸資産評価損の計上を含めたたな卸資産の減少額27百万円、減価償却費7百万円及び売上債権の減少額9百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は128百万円となりました。投資活動による資金の減少の主な要因は、定期預金の預入による支出50百万円及び有形固定資産の取得による支出45百万円並びに無形固定資産の取得による支出34百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	68,496	64.1

(注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間の受注実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	53,489	134.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	91,118	33.6

(注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて製品別に記載しています。

当中間会計期間の製品別販売実績は次のとおりであります。

製品の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
サポーター	16,470	51.9
ステージ	45,038	20.3
その他	29,609	165.4
合 計	91,118	33.6

2. 最近2中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)		当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
TPK Touch Solutions INC.	201,091	74.1	-	-
株式会社日伝	-	-	25,850	28.4
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	16,940	6.2	16,968	18.6
XIN CHENG PRECISION LIMITED COMPANY	-	-	13,036	14.3
JEインターナショナル株式会社	-	-	10,475	11.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または2019年6月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2018年11月28日に上場いたしました。当該市場の上場企業は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本中間発行者情報の公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において定める義務の履行が求められております。当該義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる旨を定めております。また上記に関わらず、当社及び同社は合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知によって本契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本中間発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

① 債務超過

当社が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（イ）及び（ロ）に定める書面に基づき行うものとする。

（イ）次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

- a. 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- b. 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- c. 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ロ）本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合（当社が発行した手形等が不渡りとなり、当社から同社に対し銀行取引停止が事実となった旨の報告を書面で受けた場合）

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のa からc までの掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該a からc までの掲げる場合には当該a からc までの定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（イ）から（ハ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（イ）次のa 又はb に定める場合に従い、当該a 又はb に定める事項に該当すること。

- a. 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- b. 当社が前号c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

（ロ）当該再建計画に次のa 及びb に掲げる事項が記載されていること。

- a. TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - b. 前（イ）の a に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 b に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- （ハ）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと同社が認めた場合を除く。））又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該（イ）から（ハ）までに掲げる場合には当該（イ）から（ハ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- （イ）当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の a 又は b に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - a. TOKYO PRO Market の上場株券等
 - b. 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- （ロ）当社が、前（イ）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- （ハ）当社が、前（イ）及び前（ロ）に規定する事由以外の事由により解散する場合（本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の（イ）又は（ロ）に該当する場合

- （イ）当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合
- （ロ）当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

⑩ 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、同社が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと同社が認めた場合

⑪ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑫ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑬ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑭ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑮ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑯ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が持株会社である場合であり、当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d. TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない。
- e. TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）
- f. 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない。
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）

⑰ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑭ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑮ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しており、現状では様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が求められております。一例をあげますと、大手ファウンドリでは半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社製品が顧客ライン上に完全自動で稼働することが製品採用のポイントであります。このような中、当社では案件別アプリケーション開発活動を進めており、当中間会計期間の研究開発費は4,754千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本中間発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は784百万円となり、前事業年度末と比較して167百万円減少(前期末比17.6%減)いたしました。これの主な変動要因は、現金及び預金が126百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は193百万円となり、前事業年度末と比較して151百万円増加(前期末比354.8%増)いたしました。これの主な変動要因は、生産ライン増強を目的とした新規設備投資により有形固定資産が91百万円増加、無形固定資産が36百万円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は107百万円となり、前事業年度末と比較して42百万円増加(前期末比65.6%増)いたしました。これの主な変動要因は、未払金が48百万円増加、リース債務が6百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は54百万円となり、前事業年度末と比較して44百万円増加(前期末比442.0%増)いたしました。これの変動要因は、リース債務が44百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は817百万円となり、前事業年度末に比較して103百万円減少(前期末比11.2%減)いたしました。これの変動要因は、中間純損失により利益剰余金が103百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、事業規模拡大に対応するための加工施設の増強を、総額 23,674 千円実施いたしました。その主なものは次のとおりであります。

なお、当中間会計期間において実施した重要な固定資産の撤去、滅失はありません。

当事業年度中に取得・完成した主要設備

・量産設備のための電源装置増設工事	14,450 千円
・コンプレッサー入替	2,295 千円
・販売及び生産管理用サーバー導入	3,400 千円

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2019年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2019年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	-	-

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式600,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

区 分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2019年11月30日)
新株予約権の数(個)	600,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50	同左
新株予約権の行使期間	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。 ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	-	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合および株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後金額} = \text{調整前金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後金額} = \text{調整前金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

該当事項はありません。

(6) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援 投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜 3 丁目 6-1	381,000	10.23
創新工業技術移轉股份有限公司	中華民国 台北市和平東路二段 106 號 6 樓	361,000	9.69
株式会社オプトラン	埼玉県川越市大字竹野 10 番地 1	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	東京都千代田区丸の内 3 丁目 1 番 1 号	275,000	7.38
柿崎尚志	栃木県河内郡上三川町	270,000	7.25
樋口俊郎	東京都文京区	258,000	6.92
TEL Venture Capital, Inc. (常任代理人 三田証券株式会社 取締役社長 三田邦博)	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle, Delaware, USA	255,000	6.84
傳 寶菜	栃木県真岡市	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス 株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号	200,000	5.37
坂井正明	大阪府大阪市天王寺区	180,000	4.83
計	-	2,677,000	71.85

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、新株予約権 (600,000 株) 及び自己株式 (80,000 株) を除く株式総数に対する割合であります。なお、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無 議 決 権 株 式	-	-	-
議 決 権 制 限 株 式 (自 己 株 式 等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完 全 議 決 権 株 式 (自 己 株 式 等)	普通株式 80,000	-	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,726,000	37,260	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単 元 未 満 株 式	-	-	-
発 行 済 株 式 総 数	3,806,000	-	-
総 株 主 の 議 決 権	-	37,260	-

②【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
筑波精工 株式会社	栃木県河内郡 上三川町大字 上蒲生字願成寺 2168-10	80,000	-	80,000	2.1
計	-	80,000	-	80,000	2.1

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権（2018年6月20日定時株主総会決議及び2018年7月6日臨時取締役会決議

決議年月日	2018年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【株価の推移】

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	-	-	1,250	1,250	1,250	1,250
最低（円）	-	-	1,250	1,250	1,250	1,250

（注）1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2019年6月から9月までの売買取引は、筑波精工株式会社従業員持株会の買い付けによるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、本中間発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

中間会計期間につき省略しております。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、あかり監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	873,816	747,800
受取手形	453	1,512
電子記録債権	1,042	1,733
売掛金	17,611	7,754
製品	30,747	6,070
仕掛品	267	627
原材料	12,671	9,108
貯蔵品	226	156
前払費用	2,344	1,716
未収還付消費税等	11,706	8,055
未収入金	1,499	-
未収収益	-	2
流動資産合計	952,385	784,538
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	571	1,032
機械及び装置（純額）	15,647	29,992
工具、器具及び備品（純額）	9,392	13,178
リース資産（純額）	-	49,500
建設仮勘定	1,900	25,336
有形固定資産合計	※1 27,512	※1 119,040
無形固定資産		
ソフトウェア	2,769	2,857
ソフトウェア仮勘定	-	10,757
電話加入権	72	72
製造販売権	-	25,462
無形固定資産合計	2,842	39,149
投資その他の資産		
差入保証金	6,000	35,700
長期前払費用	115	100
繰延税金資産	6,182	-
投資その他の資産合計	12,298	35,800
固定資産合計	42,652	193,990
資産合計	995,038	978,529

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,796	7,470
電子記録債務	27,742	12,714
買掛金	6,539	7,686
未払金	7,548	55,940
未払費用	3,726	3,751
未払法人税等	7,150	4,946
預り金	1,501	670
前受金	1,313	2,393
賞与引当金	2,951	3,118
製品保証引当金	3,457	1,628
リース債務	-	6,879
流動負債合計	64,726	107,199
固定負債		
長期借入金	10,000	10,000
リース債務	-	44,204
固定負債合計	10,000	54,204
負債合計	74,726	161,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,300	907,300
資本剰余金		
資本準備金	857,300	857,300
資本剰余金合計	857,300	857,300
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	△855,787	△958,975
利益剰余金合計	△840,287	△943,475
自己株式	△4,000	△4,000
株主資本合計	920,312	817,124
純資産合計	920,312	817,124
負債純資産合計	995,038	978,529

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	271,365	91,118
売上原価		
製品期首たな卸高	23,816	30,747
当期製品製造原価	98,537	68,496
当期製品仕入高	16,318	-
合計	138,671	99,243
たな卸資産評価損	-	24,852
他勘定振替高	1,869	994
製品期末たな卸高	31,998	30,923
製品売上原価	104,804	92,178
売上総利益又は売上総損失 (△)	166,561	△1,060
販売費及び一般管理費	※1※2 101,080	※1※2 95,183
営業利益又は営業損失 (△)	65,481	△96,244
営業外収益		
受取利息	1	8
為替差益	2,562	-
雑収入	27	39
営業外収益合計	2,591	48
営業外費用		
支払利息	69	193
上場関連費用	10,000	-
為替差損	-	78
営業外費用合計	10,069	272
経常利益又は経常損失 (△)	58,003	△96,468
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,286	-
特別利益合計	1,286	-
特別損失		
固定資産除売却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	59,290	△96,468
法人税、住民税及び事業税	10,028	535
法人税等調整額	-	6,182
法人税等合計	10,028	6,718
中間純利益又は中間純損失 (△)	49,261	△103,187

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	472, 925	422, 925	422, 925	2, 500	13, 000	△793, 422	△777, 922	△4, 000	113, 927	113, 927
当中間期変動額										
中間純利益						49, 261	49, 261		49, 261	49, 261
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	49, 261	49, 261	-	49, 261	49, 261
当中間期末残高	472, 925	422, 925	422, 925	2, 500	13, 000	△744, 160	△728, 660	△4, 000	163, 189	163, 189

当中間会計期間（自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△855,787	△840,287	△4,000	920,312	920,312
当中間期変動額										
中間純損失（△）						△103,187	△103,187		△103,187	△103,187
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△103,187	△103,187	-	△103,187	△103,187
当中間期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△958,975	△943,475	△4,000	817,124	817,124

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	59,290	△96,468
減価償却費	2,101	7,717
固定資産売却益	△1,286	-
固定資産除売却損	-	0
受取利息	△1	△8
支払利息	69	193
売上債権の増減額(△は増加)	△103,399	9,186
たな卸資産の増減額(△は増加)	30,602	27,949
仕入債務の増減額(△は減少)	△64,885	4,662
未払金の増減額(△は減少)	33,361	726
その他の資産の増減額(△は増加)	2,916	4,293
その他の負債の増減額(△は減少)	3,925	△4,151
小計	△37,304	△45,898
利息の受取額	0	5
利息の支払額	△67	△179
法人税等の支払額	△332	△1,069
営業活動によるキャッシュ・フロー	△37,703	△47,142
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△50,000
有形固定資産の取得による支出	△1,588	△45,401
有形固定資産の売却による収入	-	1,499
無形固定資産の取得による支出	-	△34,970
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,588	△128,873
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	35,000
短期借入金の返済による支出	-	△35,000
長期借入金の返済による支出	△1,837	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,837	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△41,129	△176,015
現金及び現金同等物の期首残高	195,656	863,816
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 154,527	※1 687,800

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製 品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (3) 原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備： 15年

機械及び装置： 8年

工具、器具及び備品： 4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、製造販売権については、見積耐用年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	74,433千円	75,985千円

※ 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

2 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
当座貸越極度額	- 千円	45,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	45,000

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
役員報酬	11,302千円	17,986千円
給与手当	10,397	13,893
賞与引当金繰入額	938	983
支払手数料	47,162	19,828
減価償却費	1,693	4,623
製品保証引当金繰入額	2,465	△1,829

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
研究開発費	3,186千円	4,754千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
工具、器具及び備品	1,286千円	- 千円

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有形固定資産	2,101千円	5,082千円
無形固定資産	-	2,635
計	2,101	7,717

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,961	3,108,039	-	3,111,000
A種優先株式	150	-	150	-
合計	3,111	3,108,039	150	3,111,000

- (注) 1. 当社は、2018 年 6 月 20 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加 3,108,039 株は、A種優先株式の普通株式への転換による増加 150 株及び株式分割による増加 3,107,889 株であります。
3. A種優先株式の発行済株式総数の減少 150 株は、A種優先株式の普通株式への転換による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	80	79,920	-	80,000

- (注) 1. 当社は、2018 年 6 月 20 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の自己株式の増加 79,920 株は、株式分割による増加であります。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	80,000	-	-	80,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	164,527千円	747,800千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10,000	△60,000
現金及び現金同等物	154,527	687,800

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

熱プレス機及びチラー (機械装置) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては当面行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2. 参照）

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	873,816	873,816	-
(2) 受取手形	453	453	-
(3) 電子記録債権	1,042	1,042	-
(4) 売掛金	17,611	17,611	-
(5) 前払費用（長期前払費用を含む）	2,459	2,459	-
(6) 未収還付消費税等	11,706	11,706	-
(7) 未収入金	1,499	1,499	-
資産計	908,588	908,588	-
(1) 支払手形	2,796	2,796	-
(2) 電子記録債務	27,742	27,742	-
(3) 買掛金	6,539	6,539	-
(4) 未払金	7,548	7,548	-
(5) 未払費用	3,726	3,726	-
(6) 未払法人税等	7,150	7,150	-
(7) 預り金	1,501	1,501	-
(8) 前受金	1,313	1,313	-
負債計	58,317	58,317	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 前払費用（長期前払費用を含む）、(6) 未収還付消費税等、(7) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、(8) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金 (※) 1	10,000
差入保証金 (※) 2	6,000

(※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	873,816	-	-	-
受取手形	453	-	-	-
電子記録債権	1,042	-	-	-
売掛金	17,611	-	-	-
未収還付消費税等	11,706	-	-	-
未収入金	1,499	-	-	-
合計	906,128	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	10,000

当中間会計期間（2019 年 9 月 30 日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	747,800	747,800	-
(2) 受取手形	1,512	1,512	-
(3) 電子記録債権	1,733	1,733	-
(4) 売掛金	7,754	7,754	-
(5) 前払費用（長期前払費用を含む）	1,816	1,816	-
(6) 未収還付消費税等	8,055	8,055	-
(7) 差入保証金	29,700	26,772	△2,927
資産計	798,373	795,446	△2,927
(1) 支払手形	7,470	7,470	-
(2) 電子記録債務	12,714	12,714	-
(3) 買掛金	7,686	7,686	-
(4) 未払金	55,940	55,940	-
(5) 未払費用	3,751	3,751	-
(6) 未払法人税等	4,946	4,946	-
(7) 預り金	670	670	-
(8) 前受金	2,393	2,393	-
(9) リース債務（1 年内返済予定を含む）	51,084	51,084	-
負債計	146,658	146,658	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 前払費用（長期前払費用を含む）、(6) 未収還付消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、(8) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (9) リース債務（1年内返済予定を含む）

元金利の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
長期借入金（※） 1	10,000
差入保証金（※） 2	6,000

- (※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、「(7) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	747,800	-	-	-
受取手形	1,512	-	-	-
電子記録債権	1,733	-	-	-
売掛金	7,754	-	-	-
未収還付消費税等	8,055	-	-	-
差入保証金	-	29,700	-	-
合計	766,856	29,700	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	10,000
リース債務	8,405	8,115	34,563	-	-	-
合計	8,405	8,115	34,563	-	-	10,000

(有価証券関係)

前事業年度 (2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (2019 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (2019 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

前中間会計期間 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)

	2018 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名、当社従業員 8 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1.	普通株式 600,000 株
付与日	2018 年 7 月 7 日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 2020 年 7 月 8 日 至 2028 年 6 月 19 日
権利行使価格 (円)	50
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は付されておられません。なお、権利行使条件は、新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要することとなっております。ただし、任期満了による退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

重要な賃貸等はありません。

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

重要な賃貸等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

静電界を用いた吸着システム事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
26,500	231,539	13,326	271,365

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
TPK Touch Solutions INC.	201,091

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

静電界を用いた吸着システム事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本		中国	その他
57,929		32,138	1,050

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日伝	25,850
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	16,968
XIN CHENG PRECISION LIMITED COMPANY	13,036
JE インターナショナル株式会社	10,475

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2019 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	247 円 00 銭	219 円 30 銭

(注) 当社は、2018 年 6 月 20 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行いました。2019 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額を算定しております。

1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益又は 1 株 当たり中間純損失 (△)	16 円 62 銭	△27 円 69 銭

(注 1) 当社は、2018 年 6 月 20 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行いました。2019 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失を算定しております。

(注 2) 前中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注 3) 当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(注 4) 1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	49,261	△103,187
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は 中間純損失 (△) (千円)	49,261	△103,187
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,044,607	3,726,000
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後 1 株当たり中間純利益 の算定に含まれなかった潜在株式 の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約 権の数 600,000 個 (普通株式 600,000 株)) なお、新株予約権の概要は、 「第 5 【発行者の状況】1 【株 式等の状況】(2) 【新株予約 権等の状況】」に記載のとおり であります。	新株予約権 1 種類 (新株予約 権の数 600,000 個 (普通株式 600,000 株)) なお、新株予約権の概要は、 「第 5 【発行者の状況】1 【株 式等の状況】(2) 【新株予約 権等の状況】」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月25日

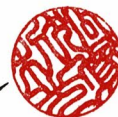
筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

狐塚利光



指定社員 公認会計士
業務執行社員

林 成治



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている筑波精工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、筑波精工株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上